



医療法人プラタナス施設在宅医療部における 新型インフルエンザ対策マニュアルについて

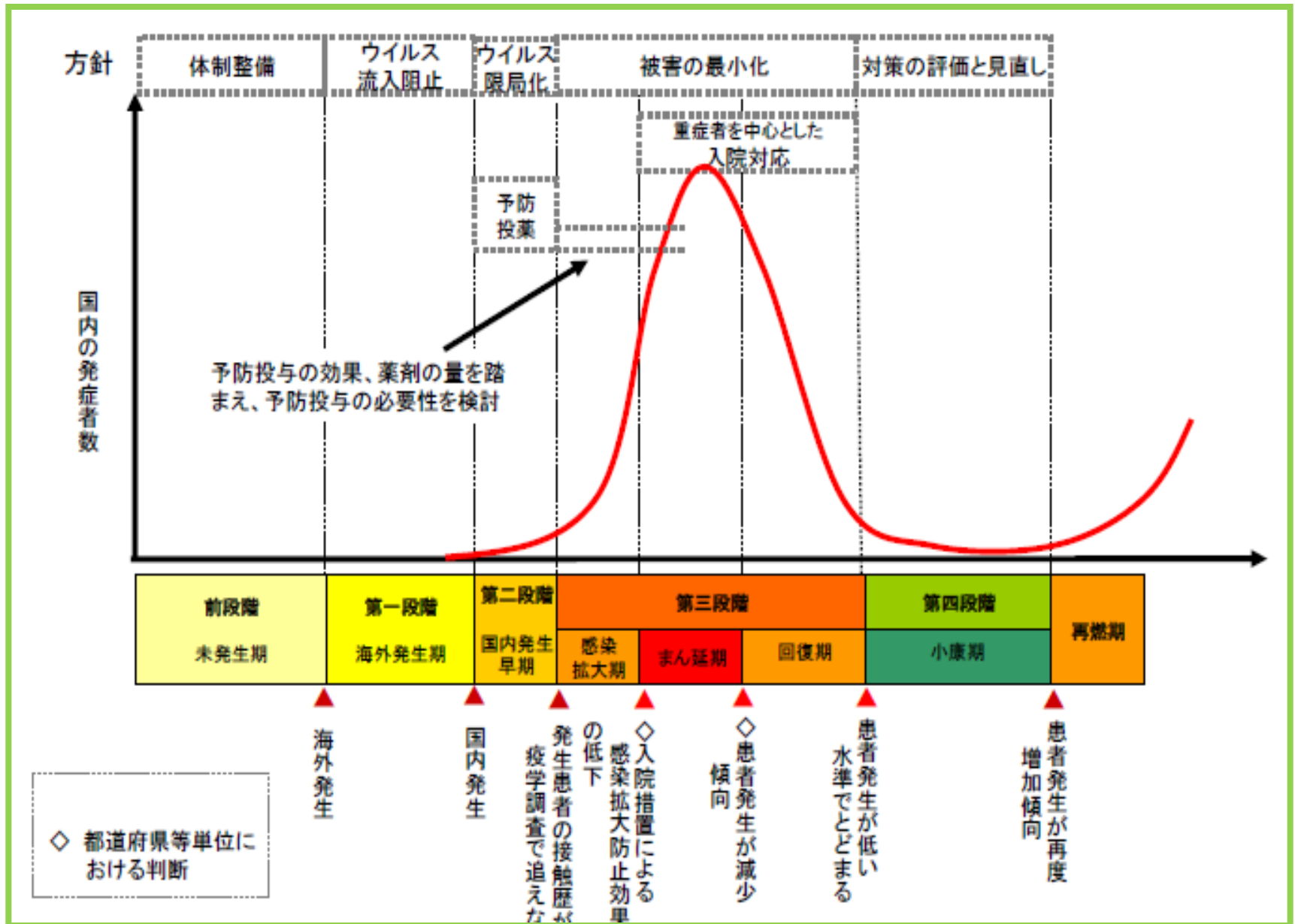
医療法人社団プラタナス
施設在宅医療部

遠藤拓郎

大石佳能子、関有香子、石川和利

畠中正孝、志馬田正博、真神易、岩見史果、下芝英明
遠矢純一郎、飯塚以和夫、正者忠範、荒木庸輔、加藤智栄

背景



目 的

老人ホームでのインフルエンザの蔓延防止と
在宅診療業務の停滞を防ぐ事

方法 1

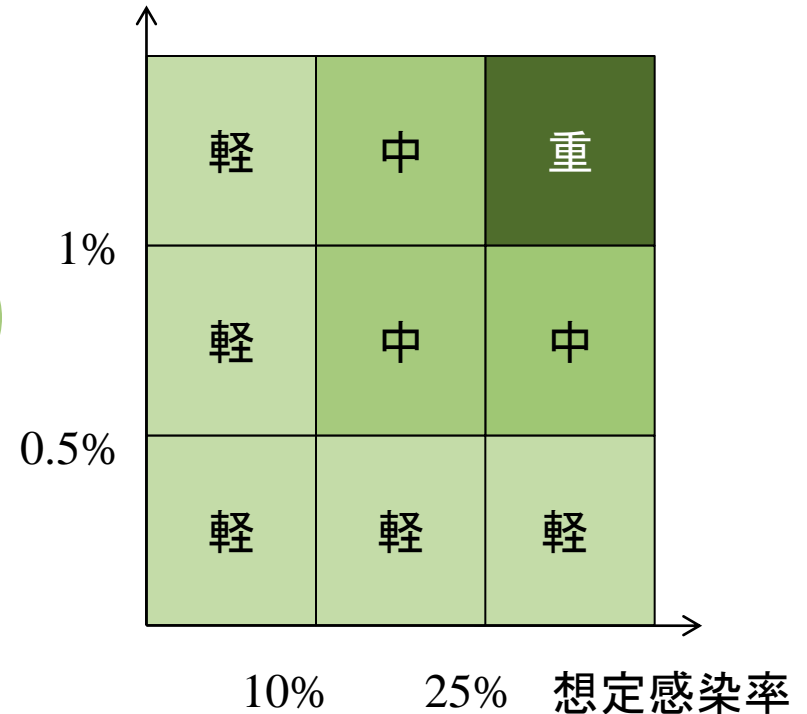
厚生労働省ガイドラインのフェーズ

〔第一段階〕	海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態
〔第二段階〕	国内発生早期	国内で新型インフルエンザが発生した状態
〔第三段階〕		国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態。
	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
〔第四段階〕	小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態



当院で独自に設定したパラメーター

想定致死率





方法 2

海外発生期における内容（一部抜粋）	重度被害	中度被害	軽度被害
研修・会議・セミナー等の開催の見直し検討	実施する	実施する	実施する
在宅で勤務可能なものは移行開始の準備	実施する	実施する	実施する
出勤、および、勤務中のマスク着用推奨	実施する	実施する	実施する
国内出張の見直し、取りやめ。 海外出張の中止、海外からの受入職員の帰国勧告	実施する	政府勧告に従う	実施しない
感染国から帰国した者、及び発症者と飛行機と同乗者は、3日間自宅待機。3日間発症しない場合は、職場復帰可。3日間のうちに発熱した場合は、最寄りの発熱相談センターへ相談の上、結果を報告	実施する	政府勧告に従う	実施しない
事業所内、施設内で発症者がでた場合は、発熱相談センターへ相談	実施する	政府勧告に従う	実施しない

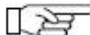
方法 3

通常業務について

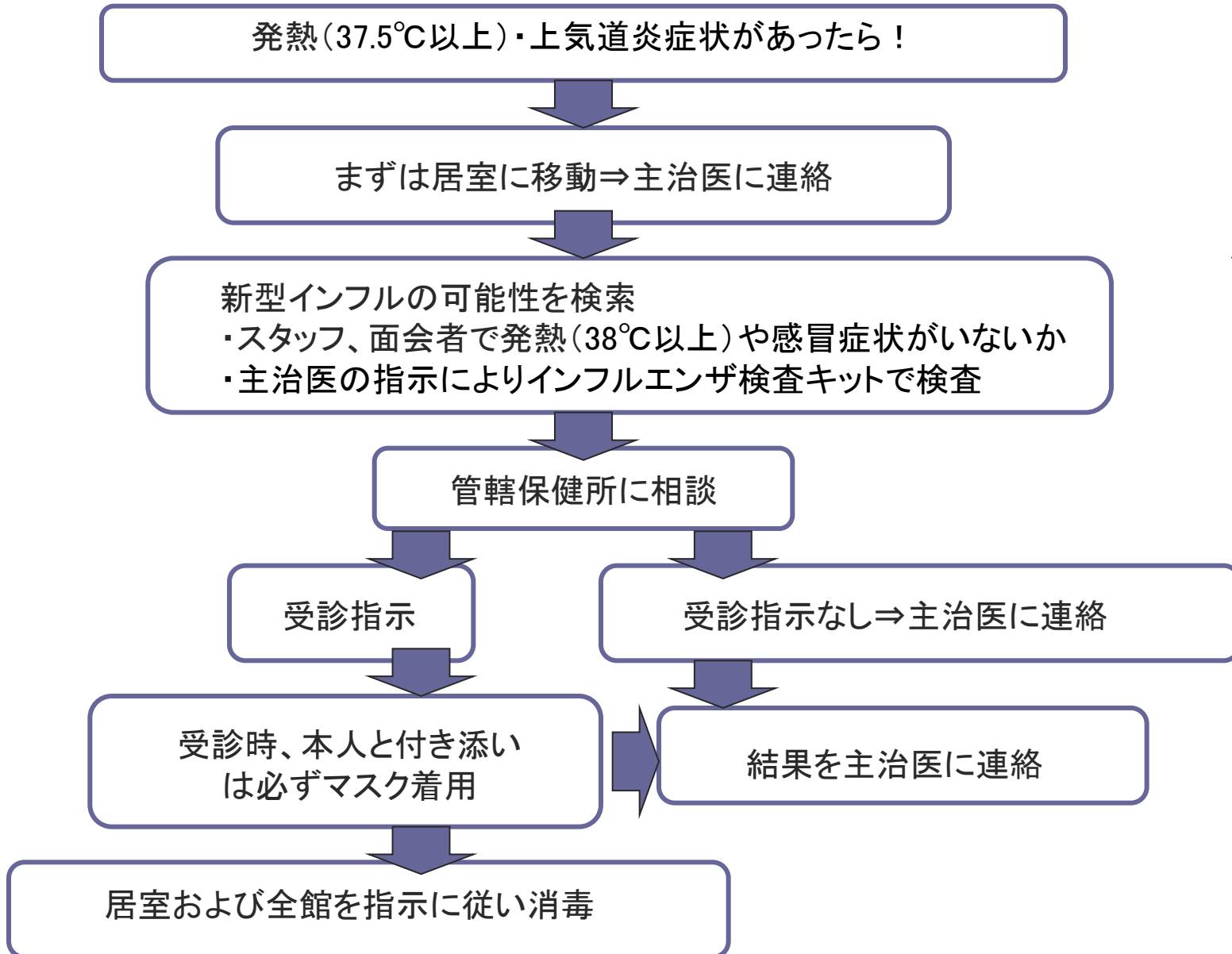
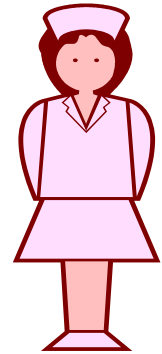


-  想定される状況
-  実行内容(案)

	移 動	診療・記録/ 事務算定事務	処 方
<p>a</p> <p>用賀・横浜近辺で感染者が発生していないとき</p>	<p><u>ホームへ行く時</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関での移動も可 <p><u>事務所への通勤・帰宅時</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の移動が基本 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の弱毒性ウイルスでは、まん延期においても通常診療を継続できるものと想定 -定期往診の頻度も変えず、事務が事務所待機しての医師一人での往診も基本は予想していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の弱毒性ウイルスでは、まん延期においても薬局の機能停滞・停止はないものと想定し、通常処方とする
<p>b</p> <p>用賀・横浜近辺で感染者が発生したとき</p>	<p><u>ホームへ行く時</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の移動は原則行わず、タクシーまたは施設在宅部の車で移動する <p><u>事務所への通勤・帰宅時</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の移動が基本 ・事務スタッフは診療同行がない日は、時差出勤も検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 	<ul style="list-style-type: none"> ・同上

 移動時にはマスクをつけて、訪問時には到着したら手洗い・うがいを徹底

インフル疑いの入居者への対応 - 5月21日版



結 語

本活動は、老人ホームでのインフルエンザの蔓延防止と在宅診療業務の停滞を防ぐ事に寄与している

「致死率」と「感染力」の2軸のパラメーターを用いたインフルエンザ対策マニュアルは、今後起こりうる新型インフルエンザ対策においても有用である